

## 「秋成社」の機業場

### —収蔵資料の紹介—

渡部 綱次郎\*

#### はじめに

この資料は、昭和62年5月に、神奈川県秦野市史編さん室から秋田県関係資料であるからとして、一括のまま寄贈された82点中の一冊である。

「秋成社」は、秋田県が士族授産のために、開拓、養蚕、機業を興すことで結成されたものであり、本稿は、その中の機業について、『秋田県勸業年報』を参照しながら、次の順によって紹介する。

- I 機業場の県からの引渡し。
- II 「土魂城之碑」
- III 機業場の県への返上
- IV 機業場御引渡致候=付演説書

#### I 機業場の県からの引渡し

明治12年(1879)に結成し、専ら農桑業に励んで見べき実績を挙げていた秋成社は、明治14年(1881)「側ら機業を起し婦女子をして該業を実習せしめ、益々該社の隆盛を企画するにあり。」として、秋田県機業場の払下げを出願して許された。

「演舌書」(明治14年5月30日付、旧機業場長秋田県七等属佐々木知亮から、秋成社長羽生氏熟あて)によれば、機業場は南秋田郡長野下新町26番地の、陸軍省所轄仙台鎮台の支配地であって、その概要は次の通りである。

本県産出の織物は、多くは季節によって売買の栄虚を来たしておるので、時季を察して縞柄織製の良否を考究すべきを最も要点とする。夏衣の時好に適するものは緋敵を第一にし、次に壁上布八反帯地(四季を不問)前垂地(巾卷尺式寸五分)等にする。冬衣は固有の八丈白敵の如きが最も利がある。

機業の改良は方今最も緊要とする所であり、それを

西京伝習生徒の覚知する所から考えると、白縮緬壁上布黒縞子汗巾等は、季節を問わず販売され、且つ徳益があるので、将来は一大物産となることは信じて疑いない。

化学染法については未開なる故、伝習生徒を募集して洋法化学染等を教授することが急務である。

今(半)日迄に施行せし所の概要を掲載すると次の通りである。

#### 生糸の件

生糸は年々湯沢町(現湯沢市)において、買入れるを例とする。仲買は高橋規矩治へ托す。然しながら可成当地引配買入れることを良とする。9月10月の両月

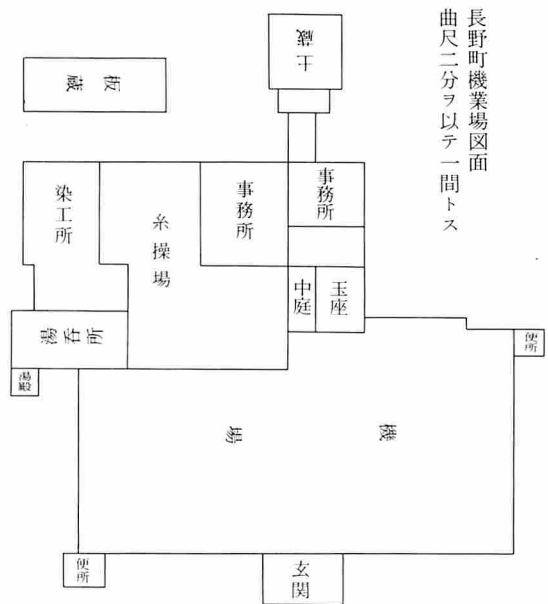


図 長野県機業場図 (寄贈資料により作成)

\* 秋田県立博物館

新糸売買の季節にいたっては、相場の変動もあるので相当の人を派遣して買纏めすること、相場の激変に注意せずんばあるべからず。

従来使用する生糸は、月々平均四拾五貫匁内外とする。

玫瑰根之件

玫瑰（はまなす）根堀採方は、今春二月末山本郡役所勸業掛、豊田正己が出県の折柄、機業場並びに織物会社へ来たりて、玫瑰根堀採方法方を設け、これ迄繁殖法を実施するについては、悉く皆郡役所へ依頼ある旨懇談に付、織物会社長清岡行三と協議の上、役所へ依頼することに決定、しかして姑息に他からの買入れを禁ずる口約をしたのである。既に去る四月十三日該郡役所御用掛廣嶺貞蔵が来庁して、金百円宛機業場および織物会社から渡すが、未だ価格は一定していないけれども、五丁目官倉内染工所届にて、貳円七八拾錢位能代町引配は貳円貳拾錢位を予約している。その後該郡役所へ書信を二三回往復して、堀採方差配の景況を報道する。また金五百円も送るべき旨来信あったけれども、これより先き五月三日に織物会社戸沢金弥山本郡地方及び南秋田郡野石・船越辺へ出張して、専ら取纏方の手配をさせる。もっとも山本郡役所へも出頭して、万事打合わせをするはずについて、戸沢が帰県の上何分の報道に及ぶべき旨を回答する。戸沢が出張の際玫瑰根の買入手金として金五拾円を仮渡し、かつ出張諸費は折半とし帰県の上支弁する。なお戸沢が出張中に機業場の名義で結約したものは、悉く皆貴社と結約と見なして効を有する。

昨年中に堀採方を依属したものは、山本郡能代上町（現能代市）池井久三郎、同郡大口村金子兵左衛門および、同郡浜田村戸長石川甲太郎である。

既に前金を托しているのは、金子兵左衛門へ金八拾円、石川甲太郎へ八円四拾老錢九厘、山本郡役所へ金百円、戸沢金弥へ五拾円、合計金貳百三拾八円四拾老錢九厘である。これは仮りに玫瑰根と見なして七百八拾四貫匁、営業諸品第一行目に明記している。これまで致達している分は、八百六拾三貫八百匁の内、七拾貫文は己に金中において染汁としている故に、原質の仮にあるものが九拾三貫八貫匁である。残余は右の箇所から漸次郵送されてくる筈であるが、織物会社と熟議して、それぞれ買纏方については今後とも差支えは

ない。但し金員預証は伊藤八太郎へ相渡している。

売捌所送遣之件

明治十年六月に官設以来、生糸の買入・織物売捌方を依托したのは、秋田大町三丁目（現秋田市）の瀬川徳助と、東京富沢町の同店瀬川直吉で、今日迄終始一の如く能く弁用を達している。

昨十三年九月、和亮（佐々木）命を奉じて、両京名古屋大坂等の身元たしかなる商家と、売買の仮約定書を取替したのは次の如しである。

東京都日本橋区伊勢町九番地

中島 久平

大阪府東区安土町老丁目

外村 与左エ門

京都府烏丸四條上ル箏町

下村 忠兵衛

この三商とは、約定書を取替している。外に名古屋京町通り茶屋町の伊藤治郎左エ門店とも、今後の取引の予約をなし、併せて見本として八丈若干を送ることを口約している。

秋田大町三丁目の黒沢利八へは、十一年五月に製造品売捌方を申し付けた。もっとも手数料として売捌金高百分の五を給与する約束である。現に各地へ郵送することを依托している物品は次の通りである。

	秋田	黒沢 利八	
八丈	七拾四反	六貫貳百七拾老匁	
		此売価三百貳円五拾老厘	
絹縞	四反	三百三拾貳匁五分	
	同	貳拾貳円五拾匁	
帯地男	老反		百四拾老反
	女	老反	
	同		六円六拾匁
裏絹紙布	老反		貳百貳拾六匁
	貳反		
	同		六円七拾匁
節織	四反		四百拾九匁
	同		拾四円三拾匁
紹	老反		六拾八匁
	同		四円貳拾匁
綿八丈	拾老反		老貫七拾老匁
			此売価拾七円三拾五匁

東京 瀬川 直吉

八丈 五百五拾五反五拾三貫三百六拾五匁  
三月六日付を以て、百匁に付五円四拾  
匁かえに売捌くことを申遣わせしに、  
季節が遅れるということで、当時不捌  
の趣を電報通信したが故に、四月十七  
日悉皆なるとして五円に売捌くよう、  
しかるべき旨指揮した。

東京 中島 久平

八丈 貳拾四反 貳貫拾三匁  
此売価五円四拾匁かえ

畝八丈 三拾六反 三貫九百四拾四匁  
同 六円六拾匁かえ

八反帯 三拾八反 壹貫九百〇七匁  
内上等拾壹反五百五拾七匁  
壹反内五十二匁売却  
此売価拾円かえ

内中等拾五反七百三拾七匁

同 八円五拾匁かえ

内並拾貳反六百拾三匁

同 六円五拾匁かえ

上記のように通知した所 柄合は至極良好であった  
が、世間の価格に比較すると、頗る格高であるとの甲  
入れがあり、よって多少なりとも減却をはかった。そ  
れでも尚充分の価位を存している。

名古屋 伊藤治郎左エ門

八丈 貳拾反 壹貫七百貳拾四匁  
二月廿一日五円四拾匁かえにて売捌し  
てほしい旨通信したけれども、その後  
回答がないので今に預置いている。

大坂 瀧口 景明

同姓 麻太郎

八丈 八拾三反 七貫五百四拾五匁  
但し百匁に付五円四拾五匁替えとする。  
此代金四百拾壹円貳拾匁三厘と、外に  
荷換打歩として、保険料にて拾四円八  
拾五匁を送金するようにと掛合いをし  
た。これは先方に対しては請求するこ  
とになるけれども、商家の慣習として  
口術を以て憎減を乞うことがある時は  
時宜に由って此分は減却する見込みで  
ある。該商は大阪府東区平野町三丁目

廿六番地寄留、大阪府高槻郡々書記奉  
職三輪俊之助より、懇々の依頼があっ  
て送付せられたもの、尤も三輪と該商  
及び引請証人松尾孝助なるもの、連署  
の約定書取替あるが故に、送金の遅滞  
あるときは、充分三輪に対して督促す  
る権利を有す。此の金員取立の義は当  
第一銀行支店支配人村井義寛へ依頼し  
ているので、大阪同行において受領次  
第、貴社へ報道する手筈になっている。

大阪 外村與左エ門

八丈 百九拾貳反拾七貫八百貳拾八匁  
但し百匁に付き五円四拾匁替にて売却  
する旨、三月七日に通信せしが、季節  
暖和に向かい当時不捌の由報道があっ  
た。

西京 下村 忠兵衛

八丈 貳百六拾七反貳拾六貫九百七匁五分  
内極上等五拾反四貫七百三拾壹匁  
百匁に付き六円三拾匁かえ  
内大巾上等九拾六匁拾貫七百八拾八匁  
百匁に付き五円拾匁かえ  
内並九拾六反九貫八拾壹匁  
百匁に付き五円四拾匁かえ  
内下貳拾五反貳貫三百五匁五分

但し此分は京地不向の趣に付き  
売価不極只預けあるのみ

白畝 六拾三反六貫五百八匁  
百匁に付き九円三拾匁かえ

縞畝 壹反百貳匁

絹縞 五拾貳反四貫六百四拾四匁

節織 拾七反壹貫七百七拾四匁五分

但し此三廉は京地不向に付き、  
売価不極只預けあるのみ

以上の如く送ることになるが、暖和の候すなわ  
さ今不捌に付き、九月頃迄相預りおく旨申しきた  
れり、不向の品は指揮次第何れの地へなりとも送  
る旨回答があった。依って此の分は取戻しの上売  
捌くを良策と考える。

この通り現今送遣あるというけれども、該商等は  
何れも相応の身分の者にして素より正確であるが、万

不都合の事故があった場合は、早々に申出させ決して迷惑をかけないように処置すべきである。尤も郵送の都度にそれぞれ回答することになっている。ただ相場の高低には関知しないが、来たる十四年十二月廿五日以降は、一切関係なしである。

**資産**は、金参万五百九拾七円九拾四銭六厘で、内訳のあらまはは次のようになっている。

建家三棟（三百五拾壹坪八合七勺壹戈）

板蔵壹棟八坪（建具障子四十七枚，板戸卅六枚，小板戸廿枚，窓障子百五十七枚，雨戸廿九枚，硝子戸六枚，襖拾五枚，疊七拾六疊

金三百五拾円

器具は、機具九拾八挺など三十一品目

金六百六拾円四錢四厘

備品は、テーブル九個ほか三十一品目

金三百五拾八円三拾八錢八厘

需要品（既に諸費をもって支払った残品）は、薪拾叁釜をはじめ十二品目

営業諸品は、玫瑰根七百八拾四貫匁ほか四十四品目 金壹万千参百四円九拾九錢七厘

製造品は、八丈、敵八丈、敵織など三十三品目

金壹万七千七百六拾貳円六拾貳錢九厘

である。

## II 士魂城之碑

明治十四年九月十七日、明治天皇が秋成社に御巡幸になられたので、この機業場も天覧に供された。秋成社事業がそれ迄に達していた概略を、羽生が「士魂城之碑」に刻んでいる。

「（上略）（明治九年）七月六日、大久保内務郷到秋田県、勸余以士族就産、荒蕪地開墾之事、同十年同志百三十余名結社、同十一年有内務郷紀尾井坂之变。故授産資金貸与之事絶矣。更請官得資金六万円。同十二年八月創立秋成社 経営大張野、將軍野、北檜岡下野之開墾及牧畜、養蚕、機業等。同十三年三月歎願行幸焉。同十四年九月、車駕北巡。同月十七日臨幸于秋田長野町秋成社。因供天覧者 織機八十余台、染工其他男女百五十余人之操業也。翌十八日親臨于大張野奉供觀覽者、秋作之播種及馬耕之現業也。当時移住者四十余戸 有私立農学校、普通小学校及蘆粟製糖所、此日有栖川宮熾仁親王殿下依命被巡覽於移住民之茅屋、

実当年之盛事也」

御巡幸の折社長羽生氏熟は祝詞を奉呈した。

「昨既に本社に鸞輿を任せらるる幸栄を辱うし、今又本地に臨幸、親しく開墾の実況を覧觀せらるるの聖慈を賜ふ。臣等無量の仁恩を奉載し、就れか感泣せざらんや。抑本社之創立日尚ほ浅く、随て其事業も亦未だ進まずと雖も、社員之居を此地に移すもの凡そ五十余所、或は稼穡に尽力し、或は牧畜に従事し、又農学校を設け混同農式を拡充し、傍小学校を開いて普通学科を講習す。今や鸞輿親臨の幸栄を得て人心自ら競ひ事業自ら振ひ、勉むるものをして益勉めしめ、進むものをして愈進ましめ、広漠たる荒原は沃饒の田圃と変じ、寂寥なる寒野は稠密の村落と為すや期して待つべきのみ、臣氏熟、謹て衆社員と与に臨幸の辱きを奉謝し、併せて叡聖至仁の洪徳を頌す。斎沐頓首」『秋田県政史上』所収）

このあと元老院河瀬議官が巡視の後に報告した、秋成社の状況によれば（『秋田県史 資料 明治編上』勧業所収六一三、六一四）、機業場の概況として、秋田織絹社と併せて、

「管下機業の業たるや、専ら士族授産の爲めに設けたるが故に、此の両社に於ても、士族の婦女子をして其業を取らしめり。現時其業大に達し、其工弥々進み各種の織物を製出せり。就中白敵織・八丈縞は、其本業とする所なり。販路の如き各地に売却すると雖とも東西両京及愛知県より注文あり、然るに世上一般金融の閉塞せるより、其餘響波及して販路上壅塞の景況を來たし、退縮せんとするの勢ありと雖とも、社主一同奮勵して、屈撓の世上金融の開通を得は、其産出益盛大の域に至らんとす。

秋成社機業場 南秋田郡長野町六拾四番地  
社長 羽生 氏熟

役員 六名

職工 三十名

糸繰 四十名

ヨリカケ二名

ノヘ方 壹名

染工 三名

月々織立、上り、三百五十反

白敵織・八丈縞・其他共

一方、秋田織絹社については

## 「秋成社」の機業場

南秋田郡上長町九番地

社長 池田 甚之助

役員 四名 職工 二十名

糸絹 三十名 ヨリカケ 三名

ノベ方 七名 染工 一名

月々織立 上り 二百反

白畝織・八丈縞・其他共 とあり、また

「機業は、該社員中力役に堪へざる婦女子をして産に就かしむ。本県に於て士族就産の爲め設立したる機業場全部、十四年五月払下、同年六月其業を創め、専ら畝織及八丈縞等を製出すと雖とも、傍ら、袴地・絹帯地・節織・保太織・表絹・裏絹・八反織・縮緬・壁上布・汗内等を合せて、一ヶ年五千反内外を製造す。その従事する所の職工百四拾四人、昨冬爾來追々金融の不通に際し、販路の充分ならざると、通年夏季需要の減するとに依り、当時職工の休業に就くもの殆んど半数に及べり。

### Ⅲ 機業場の返上

明治十七年六月十三日、東京日本橋区蛸穀町二丁目四番地、真鍋録造方旅宿ニ於て、赤川県令の機業場処分之条項ヲ示サレタル事左ノ如シ。

- 一 本年七月一日ヲ以、該場現在之假県庁ニ引渡之事
- 一 該場県庁ニ引渡候上ハ、秋成社ニ於テ貳万五千円ヲ返納スルノ義務無之候事
- 一 該場引渡以前ニ掛ル貳万五千円ノ利子ハ、秋成社ノ県庁ニ可相納積

右ハ半切紙ニ、県令直々御認之上、被相示候ニ付、右之通御処分相成候ハ、別ニ異論も無之旨御答致シ、就テ資金相借願ニ御下ケ戻之事ニ相決シ、更ニ機業場返上願差出候事。

但前書御書附ハ直ニ県令ニ返上致候

#### 機業場返上願

当社秋田町機業場之儀ハ、元於本県士族授産之爲メ、御設立相成、追々事業盛大ニ趣キ、実ニ県下機業之一大物産ト相成候処、明治十四年夏戸崎嘉右エ門外一名ニ、御払下之際ニ臨ミ、嘉右エ門俄然病死致シ、万不得止之情状ニ迫リ、更ニ士族授産之名義ヲ以於当社事業継続之儀御説諭ヲ蒙リ、内外之事情難黙止終ニ該場全部御施行之假、御引受仕候儀ニ御座候、然ルニ元來

当社ハ開墾・養蚕等之目的ヲ以、結社仕夫ニ授産資金ヲモ相借罷在候へ共、機業之如キハ自ラ經濟ヲ分別セサルヘカラサル儀ニ有之候間、当時官心得面之仕入高家屋、器械、製品、素品其他雜品等ヲ合セテ三万五千九拾七円九拾四匁六厘之内、金貳万五千円ハ五ヶ年賦返納之積借證文ニ相認メ、金五千五百九拾余円ハ、他借之上一時現金ヲ以上納致候儀ニ御座候。

陳者嚮キニ県庁直管中、御製造相成候物品之内、兩京其他ノ商店ニ送遣相成居候分ハ、帳簿面ニ而御渡相成候品ニ而、右等ハ追々販路困難ノ報告ヲ受ケ、或ハ粗製之爲メニ直引之照会ヲ得、又或ハ製造之試験ニ係ルモノ、生徒ノ伝習ニ属スルモノニ如キハ、絶テ販売之道ナク、彼是困難之折柄、右物品売捌所之内、瀬川安五郎ナルモノ商業ノ失敗ハ、終ニ該物品代ニ而貸滞金額壹万三拾四円九厘ト相成、是ハ実ニ予想外之件ニシテ、其他節糸糊糸等之如キハ、到底使用難相成程之粗品ヲモ、是迄精々工夫ヲ尽シ、追々製造之上低價ヲ以販売致來候へ共、今尚使用致兼候糸類殆ント、八百余円彼是取會、凡ソ資本之半額ハ継続以來、一モ運轉之用ヲ達セス、空シク帳簿ニ存在致居候迄ニ有之、況ンヤ爾來日々物価ノ下落ニ至リ、嚮キニ物品ニ而御渡相成候モノハ、自然其価ヲ減シ、実ニ困難至極之場合ニ陥リ候へ共、瀬川ニ係ル金額ハ如何様ニカ弁償之方便モ可有之ト、頻リニ談判中追々時日ヲ移シ、彼是混雜ノ半、県庁ニ對スル貳万五千円之利子金ヲ怠リ候テハ、学校、病院等之經濟上ニ於テ、御差支之趣ニ付、前陳之場合ヲモ不顧非常之模様ヲ以、本年六月分迄上納致候利子金七千八百拾円五拾七錢貳厘、殆ント現資金之半額ヲ上納致候程ニ相当リ申候。然ルニ瀬川安五郎ニ係ル貸滞金ハ、同人營業之荒川鉦山ヲ抵当ト致シ貸附證文ニ相改候へ共、右鉦山ハ大藏省ヲ始其他ノ債主ニモ抵当ト相成居、一朝容易ニ処分難相成、然ル上ハ現今ノ假ニ而到底損失ヲ償ヒ、継続事業ヲ維持可致之目的無之不得止、當機業場ヲ相廢シ候ハ外無之場合ニ立至リ候儀ニ御座候。然者明治十年以來、於本県士族授産之爲メ、御設立相成候御旨趣モ、一朝水泡ニ属シ、随テ数百名之活路ヲ失ヒ、加之嚮キニ当社ノ相納置候抵当物之如キハ、多分他借致候分ニ而、既ニ返済スヘキノ期限ヲ過キ、此餘遷延致候而ハ、各債主トノ信用ヲ欠キ、当社全体之事業上ニ對シ、非常ノ影響ヲ來タシ、一網ノ弛張ハ実ニ万目ノ輿慶ニ係リ、甚タ以

テ不容易次第ニ御座候間、今更恐入候儀ニ御座候得共該機業場全部事業施行之儀、返上仕度候間、何卒当社ニ於而該事業継続以来之事情、深ク御汲量之上、非常特別之御詮議ヲ以、願意御許容被成下、嚮キニ差出置候金貳万五千元之拝借證文ハ、御下ケ戻被成下候様、偏ニ奉願候 以上

秋成社々長  
羽生 氏熟

秋田県令赤川翫助殿

(朱書) 書面出願之趣、事情無余儀相認候ニ付、此際先以機業場返上之儀聞届候条、貸与金ハ現在之建物製品等ヲ積算シ上納可致、猶貸与金ニ対シ不足候場合ニ於テハ、何分之処分可及儀ト可心得候事

但品代滞金壹万百四円九拾壹錢九厘ハ  
証書ヲ以上納可致候事

明治十七年七月十二日

明治十七年六月一日調

一金貳万五千元	機業資本
内 訳	
金百八拾円三拾三錢九厘	現金
金三百廿六円拾六錢七厘	建家
金四百七拾七円七拾九錢五厘	器具
金貳百七拾三円七拾九錢四厘	備品
金貳千五拾六円四拾錢三厘	生糸
金千貳百五拾四円拾三錢	製造品
金壹万三百五拾七円八拾八錢八厘	製造品代 未取入
金三百拾貳円五拾三錢	染工所仕入
金貳拾九円九拾六錢	需要品
金百七拾七円廿八錢三厘	創業費
金拾貳円七拾錢四厘	操替
金四百九円貳拾九錢老厘	仮佛
金九千百三拾円八拾壹錢六厘	補正勘定
内 金七千八百八拾円五拾七錢貳厘	梨子金ニ而 巢序江上納
金千九百五拾円貳拾四錢四厘	物価下落ニ付損

右ハ現今營業中ニ付、日々製造品ノ金額ヲ増加シテ生糸其他ノ金額ヲ減少スルモノナリ。而シテ其製造品ヲ売却スル時ハ、其代価ハ或ハ生糸トナリ、或ハ現金トナリ運転止ム時ナン。凡ソ製造品ハ原価則糸価ヲ以テ計算シタルモノナレハ、販売スル毎ニ諸賃諸費利息

等ヲ加算シテ売価ヲ定メ、売価ノ内ヨリ原価ヲ差引タルモノ、之ヲ利潤ト称シ利潤ノ内ヨリ、諸賃諸費等ヲ引去リ、ソノ残額ヲ以テ補正勘定ヲ決算スルノ簿式ニ付、ソノ決算ノ日ニ於テハ全体ノ利潤ヲ以テ、補正勘定ノ額ヲ減スル事勿論ナリ。故ニソノ計算ハ日々増減有テ、全クノ損失ハ各条項ヲ決算スルノ日ニアラサレハ、見ル事能ハス。

明治十七年六月 秋成社

機業場御引渡之儀ニ付上申

当社機業場返上之儀、先般御指令之趣、本日御引渡申上候間、此段申仕候也

明治十八年八月一日

秋成社々長  
羽生 氏熟

秋田県令赤川翫助殿

秋田県少書記官曾我部道夫殿

鉾山抵当貸附證文證印願

兼テ秋成社々瀬川安五郎ニ対シ、金壹万三拾四円九厘貸附置候処、右抵当トシテ仙北郡荒川鉾山ヲ書入トナン、返金及兼候節、右鉾業譲渡之儀、双方協議之上別紙之通約定仕候間、御成規ニ依リ該證書江御證印被成下度、此段奉願候 以上

秋成社々長  
羽生 氏熟 ㊤

明治十七年七月三十日

荒川鉾山稼人  
瀬川安五郎 ㊤

秋田県令赤川翫助代理

秋田県少書記官曾我部道夫殿

前書願出ニ付、依而奥印候也

仙北郡荒川村組合

戸長 牛丸 良吉 ㊤

明治十七年八月九日

(朱書)

書面願之趣聞申候事

明治十七年八月廿二日

秋田県令赤川翫助代理

秋田県少書記官曾我部道夫 ㊤

#### IV 機業場御引渡致候ニ付演説書

第一条 機業場家屋之儀ハ、元長野下官有地陸軍省所轄内設置之儀、本県ヨリ御渡相成候得共、既ニ期限ヲ経過シ存置難相成ニ付、不得止同所ヲ引払、長野町本社構内之内、所用丈之建家ヲ分割致シ、機業場ト相定申候。然ルニ元機業場建家本県御下ケ渡代価ハ、全部金三百五拾円ニ有之候処、長野町機業場ハ、旧県庁之假本社ニテ御払下ヲ得候ケ所ニ付、右坪数相当ノ御払下原価金三百三拾壹円八拾三錢八厘、外ニカラス戸二百五枚分、カラス代ニテ金拾八円拾六錢貳厘ヲ以、本社ヨリ機業場ニ譲渡候事ニ相成、則元機業場御下渡代価、同額金三百五拾円ヲ以、帳簿原価ト取調、外ニ右建家ヲ以、工場糸繰場染工場等ヲ営繕致候金額貳百五拾六円九拾九錢壹厘、并先年御巡幸之節、玉座新築代金貳百拾八円九拾九錢、合金八百貳拾五円九拾八錢壹厘ト相成候間、右ヲ以家屋代価ト取調候事

第二条 器械及ヒ備品等ハ、先年御下ケ渡相成候員数ト照合致候ヘハ、破損又ハ不用品売却等之分モ有之候間、当今之現在品ヲ御下ケ渡相成候代価ヲ以取調仕候事

第三条 元機業場ヨリ御引渡相成候糊糸等ノ、實際使用難相成品ニテ、其假存在致置候分ハ、兼テ上申仕置候通ニ付、是ハ原価則御引渡直段ヲ以取調申候、其他之生糸及ヒ需要品等ハ、総テ帳簿仕入直段ヲ以、取調仕候事

第四条 東京支店ノ儀ハ、先般返上奉願候以来、別ニ本店ヨリ製品回送不致候ニ付、極メテ僅少之在高ニ有之候間、右等之為メ取扱人等差置候テハ其入費ニモ関係致候故、当時販売方不向ノ時候ニ有之候ヘ共、一時間屋ヘ相払、東京支店相廃止候事

第五条 浜根買入前金トシテ、山本郡浜田村石川甲太郎ヘ、金三拾八円六拾錢、南秋田郡舟越村中林泰之助ヘ、金貳拾五円相渡置、別紙第十一号第十二号証書之通ニ御座候間、右現品ハ勸業課ヘ上納可致旨、通達致置候事

第六条 瀬川安五郎ニ係ル製品貸滞金、壹万三拾四円九厘ハ、明治十五年八月十一日、貸附証文ニ相

改メ、同人稼業荒川鉦山現在之建物并山林共、六番抵当トシテ、別紙九号イ印之通受取置候ヘ共、万一返済相成兼候節ハ、同鉦山営業譲渡之儀、別紙九号ロ印之通、約定致候間、可然御取扱被成下度候、尤同人儀ハ大藏省始他債主数多之負債ニ係リ、右償還之方法甚タ困難ノ場合、別紙九号ハ印願書写之通、但十六年鉦山利益分配方、願書添鉦山営業利益ヲ以、返済之積申出事情、誠ニ無餘儀次第ニ付、各債主ニ於テ承諾相成候上ハ、当社ニ於テモ承諾可致旨、十六年二月十三日債主宛ノ回章ニハ調印致置候ヘ共、他債主一同承諾致候哉否ヤハ、未タ報告モ無之故ニ、右願意ニ対シ、本証文ニ可添、年賦返償之契約ハ不相結候ヘ共、累債主一同ノ承諾ヲ可得モノト取調、瀬川安五郎ヨリ別紙第九号ニ印之通、書面差出候間、可然御取扱被成下度候、且別紙第九号イ印本証文ニ附帶スヘキ、利子金証書ハ別紙九号ホ印之通、瀬川安五郎之請求ニ依リ、十五年十二月分迄ヲ積算シ、之ヲ元ニ組連年返済之積ニ付、右金ハ証文高ヲ以、当社財産之内ニ算入致置候間、今後約定証ニ依リ御取立被下度候、右瀬川安五郎ニ掛ル一切ノ証書、今般県庁ヘ差出候儀照会致候処、別紙第九号ヘ印之通、書面差出候間、該証書同様差出申候事

第七条 黒沢利八ニ掛ル、製品代滞金貳百三拾四円四拾九錢九厘、無証文之假ニテ県庁ヨリ御引渡相成候ニ付、精々督促致候ヘ共、一時返納可致様無之趣ニ付、不得止現存致居候分ハ、最初御引渡直段ヲ以、其假返戻為致、残金百三拾円九拾錢九厘ハ、別紙第十号証文ニ相改メ受取候儀ニ御座候、然ルニ右ハ県庁ニテ、黒沢利八ニ対シ売捌手数料、可相渡約定之由、既ニ数年間ヲ経過致シ、代金サヘ返納不致モノニ対シ、手数料等相払候ハ、不都合トモ被存候ヘ共、今更不得止次第ニ付、別紙証文残念御徴取相成候ハ、証文金高ノ百分五手数料トテ、御渡方可然御取分被下度候事

第八条 当機業場ヨリ、京都府大坂府博覧會ヘ出品致候製品中、奈良博覧會出品之内、既ニ販売済代金回送相成候分ハ、帳簿収入ニ取斗候ヘ共、残品及京都岩手出品ノ分ハ、別紙第六号之通ニ有

之候間、追テ代金又ハ現品回送之節御領収被下  
度候

第九条 本年一月ヨリ六月迄ニ対スル利子金、千百六  
拾四円四拾七銭七厘ハ、未タ上納以前ニ付、七  
月三十一日事業打切込之帳簿、決算上現在金千  
百七拾三円四拾九銭八厘之内（ ）ヲ  
以、右利子金上納額ニ充引取候間、右之積御取  
調被下度候事

第十条 当機業場ヲ県庁ヨリ御引継致候節ハ、家屋・  
器械・製品・素品等ニテ、金三万五百九拾七円  
九拾四匁六厘ノ内、金五千五百九拾七円九拾四  
匁六厘ハ、右物品代ニテ一時上納致残金貳万五  
千円ハ、残品代ニテ拝借之事ニ相成候へ共、兼  
テ事情上陳仕候通、其内壱万百余円ハ瀬川安五  
郎、黒沢利八等ノ貸滞金ニテ、其他家屋器械備  
品、或ハ見本又ハ棚卸糸等之類ニテ、使用外ノ  
物品ヲ合計致候へハ、現流融スヘキ金額ハ、壱  
万円内外ニシテ、県庁ニ対候テハ本年六月分迄  
之利子金合計七千八百拾円五拾七銭貳厘ト相成  
況シヤ継続以来日ヲ逐、不景氣ニ迫リ營業上殊  
ニ困難之場合ニ付、一季ノ利益ヲ県庁ニ上納ス  
レハ、其時ニ一面千百余円ノ損失ヲ来タシ候姿  
ニテ、今ヤ既ニ六回以上則前頭之金額ト相成候  
次第ニ付、今後更ニ利息ヲ軽減シ若干ノ資本ヲ  
加ヒ、将来商況挽回之機ヲ待チニアラサレハ、  
此損失ヲ償ヒ承リ、營業ヲ継持可致様無之、不  
得止今般返上奉願候次第ニテ、則今日現有財産  
ノ減少致候所以ニ御座候

第十一条 御引渡可致書類并帳簿ハ左之通

- 第一号 建家絵図并建物取調書
- 第二号 器具取調書
- 第三号 備品調書
- 第四号 素品取調書
- 第五号 製品取調書
- 第六号 博覧会出品取調書
- 第七号 染工所仕入取調書
- 第八号 需用品取調書
- 第九号 瀬川安五郎証文
- 第十号 黒沢利八証文

第十一号 石川甲太郎証文

第十二号 中林泰之助証文

第十三号 諸帳簿調整

第十四号 職工取締以下人名簿

第十五号 現金調書 并十七年七月廿九日計算表

第十二条 当時職工取締諸係員ハ、皆以本県ヨリ事業  
御引渡之際、共ニ引継相成候面々ニテ、孰レモ  
事業事務両ナカラ熟達致シ、終ニ今日迄継続致  
来候ニ付、今後於本県事業御施行相成候ハズ、  
続テ御採用被成下度尤其内佐々木高雲佐野友明  
兩人ハ、先年官費ヲ以テ機業伝習之為メ、京都  
府出張修業致候儀ニ御座候、外職工等モ多分本  
県ヨリ御引継之分ニ候へ共、追々出入共有之、  
且近來之不景氣ニ際シ、自ラ販路不充分ニ付、  
其製造高モ相減候故、職工数多休業為致置、昨  
今現場人員ハ別紙取調書之通ニ御座候。

第十三条 五丁目御蔵ハ、元機業場御払下ノ際付属ト  
シテ、御渡相成使用致居候事

右之通ニ御座候間、可然御調査之上御受取被成下度  
候 以上

秋成社々長

羽生 氏熟

明治十七年八月一日

### おわりに

「秋成社」は、『本社指令綴』によると「秋田県羽  
後国南秋田郡手形堀端町 秋成社 開墾 秋田県羽後  
国南秋田郡手形谷地町 社長 羽生氏熟 社員 貳百  
拾七名 資本金五万円 明治十二年七月 ヨリ拝借ノ  
積ニテ、十三年四月六日請取

但五ヶ年据置無利足拾ヶ年賦 年三步利付」とあ  
る。この『本社指令綴』のほか、設立当時からの『日  
用帳』・『補助簿』・『現金出納簿』・それに『金禄  
公債利用受取帳』などは、出資した旧藩士名および利  
子の受取額が記されていて貴重であるので、逐次紹介  
することを約したい。

なお、ここに、寄贈して下さいました秦野市史編さ  
ん室ならびに、御厚情いただいた各位に、心から感謝  
を申し上げます。



「秋成社」の機業場

〔寄贈資料の一部〕

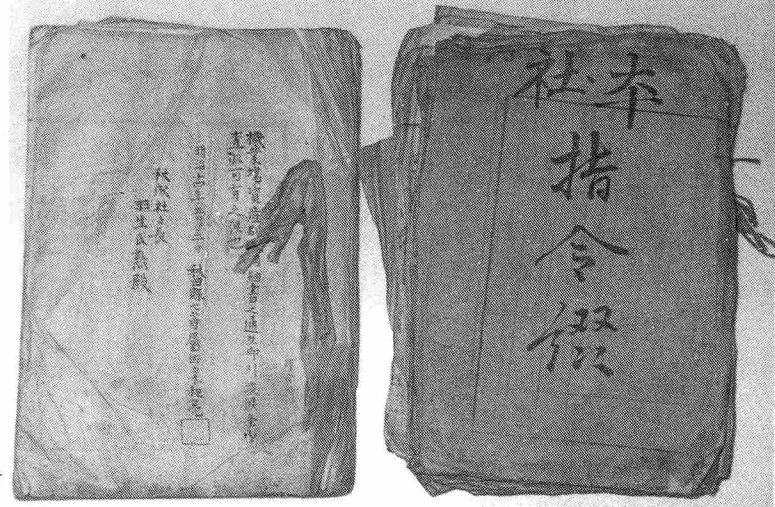
(右)現金出納簿(全3冊)

(左)日用帳(全8冊)



(右)本社指令綴(1冊)

(左)機業場資産明細書(1冊)



(下)その他の諸資料

